

## 第7回釧路地方裁判所地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

11月24日(木)午後1時30分から午後3時10分まで

### 2 開催場所

釧路地方裁判所5階第1会議室

### 3 出席者等

#### (1) 出席委員

浅村隆雄(釧路市漁業協同組合) 梅岡義幸(釧路市企画財政部)

北野宏明(北海道新聞釧路支社) 長谷川渉(北海道建築設計事務所協会)

平間育子(釧路市女性団体協議会) 松実 寛(釧路消費者協会)

宮部理喜男(釧路市商店街振興組合連合会) 佐藤正樹(釧路司法書士会)

今 重一(釧路弁護士会) 藤田信宏(釧路地方検察庁)

片田信宏(釧路地方裁判所)

#### (2) 欠席委員

山口 隆(釧路市教育委員会学校教育部)

#### (3) 説明者

小池信行(所長) 西田時弘(判事) 空井克憲(事務局長) 杉本

正則(事務局長) 西亦敏廣(民事首席書記官) 宍戸健次(刑事首席

書記官) 小路法雄(事務局次長)

#### (4) 庶務

三上泰仁(総務課長) 安藤正樹(総務課長) 吉村 悟(総務課課長補佐)

### 4 議事

#### (1) 再任委員等の紹介

前期委員から再任された梅岡委員,佐藤委員,平間委員,松実委員,宮部委員,今委員の6人と前期途中で地裁委員に委嘱された片田委員及び藤田委員を前期委員長である片田委員が紹介し,今回初めて出席した藤田委員が挨拶をした。

#### (2) 新任委員の紹介

新に地裁委員に委嘱された浅村隆雄氏(釧路市漁業協同組合常務理事),北野宏明氏(北海道新聞釧路支社報道部長),長谷川渉氏(北海道建設設計事務所協会釧路支部副支部長),山口隆氏(釧路市教育委員会学校教育部教育指導参事)の4人を委員長が紹介し,山口氏以外の出席した3人がそれぞれ挨拶をした。

#### (3) 委員長選任,委員長代理指名

委員会規則6条1項に基づき,片田委員が委員長に選任され,委員長が,同規則6条3項に基づき,佐藤委員を委員長代理に指名した。

#### (4) 委員会運営ルールの確認,提案

今期の委員会の運営については,前期の委員会において定められている委員会の運営ルール(別紙1)のとおりを行うことを確認した。また,委員会通信

である「まりも」等に掲載する議事概要について、委員長決裁のみにより作成するという事務局からの提案があり、提案どおり了承された。

(5) 議題「司法ネットと民事関係手続の利用の在り方」について

(片田委員長による議事進行)

西亦民事首席書記官から机上配布されたレジюме「民事関係手続と相談手続について」(別紙2)に基づき、次のとおり説明がなされた。説明要旨は次のとおり。

ア 民事関係手続

裁判所の民事関係手続については、当事者が求める内容により、債務名義を作成する手続、債務名義等に基づいて強制執行する手続、多重債務者が債務を清算する手続、その他の手続、と大きく分けられます。

債務名義を作成する手続について

執行力を有する公文書である債務名義を作成する手続については、裁判所の手続により作成されるものと、公証人役場において公証人が作成するものがあります。裁判所での民事関係手続において債務名義を作成する手続のうち、最も代表的なものは、裁判所に訴えを起こし、判決を求めるという訴訟手続です。訴訟手続は、紛争の対象となっている金額により管轄する裁判所が異なっており、その金額が140万円以下の場合には簡易裁判所が、140万円以上であれば地方裁判所が事件を担当します。訴訟手続の中でも、60万円以下の少額の金銭の支払を求める場合には、原則として1回の審理で判決まで行うという少額訴訟手続という迅速な手続もあります。その他の手続としては、当事者の話し合いにより解決するという調停手続や、申立人の書面のみを審査して裁判所書記官が発布するという督促手続があります。また、民事手続以外でも家事調停や刑事事件での和解手続もありますが、裁判所で債務名義を作成する手続の8、9割は、民事関係手続で作成されています。

債務名義に基づいて強制執行する手続について

次に債務名義を作成した後で、それに基づいて強制的に支払を受ける手続について説明します。

強制執行をする前提としては、債務者に財産があることが前提になります。強制執行する財産というのは、給与とか預貯金とかの債権や家財道具や自動車等の動産、そして不動産があります。その他、航空機や船舶に対する強制執行手続もありますが、申立てはほとんどありません。また、家財道具等については、生活必需品として差押えが禁止されているものが多く、強制執行の目的を達成することが難しいという状況になっております。

このような財産のうち、債権や不動産に対する執行手続は地方裁判所の民事部で取り扱っており、動産に対する執行手続は、執行官が取り扱っています。

多重債務者が債務を清算する手続について

多数の会社等から負債を負っている人が、その債務を清算するという手続については、地方裁判所で行う破産手続や個人再生手続、簡易裁判所で行う特定調停手続があり、バブル崩壊後のここ10年くらいで事件数が大幅に増加しております。

破産手続というのは、破産宣告と免責手続からなっており、破産宣告は、債務を

全く支払える状況にない場合に、支払不能の状態であることを公に宣告する手続であり、その債務の支払を免除する手続が免責手続です。

これに対し、個人再生手続及び特定調停手続はともに一定額の弁済を継続していくのが原則ですが、個人再生手続は一定額の債務について免除を受けた上で残りの債務を支払うことが、特定調停手続は残債務を確定した上で、当事者間の話し合いにより月々の支払金額等を決めるというのがそれぞれの特徴です。

その他の手続について

その他、民事関係手続としては、事件数は少ないものの、配偶者からの暴力等から保護等を求めるDV事件、釧路管内の簡易裁判所での民事判決に対する控訴事件、行政訴訟事件、会社更生事件、保全事件、過料事件等を取り扱っています。

#### イ 裁判所で行っている相談手続について

裁判所で行っている相談手続について御説明します。釧路では、どの手続を選択するのかある程度決めて来られる方が多いのが現状です。相談者に対しては、1階のホール中央に配置している守衛が案内しますし、正面玄関を入れてすぐに簡易裁判所の窓口もありますので、裁判所内で戸惑う相談者はおりません。

裁判所で行っている相談は、手続の説明が中心となりますが、最も相談件数が多い債務の清算に関する相談では、簡易裁判所前のロビーに設置してある破産手続、個人再生手続、特定調停手続の手続を分かりやすく説明したビデオを見てもらった上、負債の状況や生活状況等を聞きながら、各手続のメリット、デメリットを説明し、相談者自身に、手続を選択していただいております。また、訴訟手続についての相談では、相手方に資力がない場合等、主張どおりの判決が出て、その判決に基づいて債権を回収することが出来ない場合があることも事前に説明しています。

以上、簡単な御説明ではありますが、民事関係手続においては、司法制度改革での諸改革をはじめ、時代の要請に沿った形で立法や法改正が多くなされており、使い勝手の良い様々な手続が用意されております。その手続のうち、どの手続を選択するのかは、あくまでも当事者であるというスタンスで対応しております。

#### (6) 質疑応答・意見交換

委員： 裁判所で行う相談のうち、手続的な相談ではなく、法律的な相談の数も多くあるのか。また、手続相談か法律相談か明確ではない相談もあると思うが、その場合の振り分けはどのようにしているのか。

裁判所： 釧路においては、相談を受ける手続を予め決めて来庁される方が多いのが現状だが、手続的な相談なのか法律的な相談なのか明確でない場合にも、各窓口において相談を受けている。相談の中で、法律的な相談を求められた場合には、裁判所では答えられない旨伝え、弁護士会等を推薦するような取り扱いをしている。

委員： 司法書士会においては、電話により無料で相談を受けている少額サポートセンターというものがあり、昨年度も200件以上の相談があった。相談内容は、多重債務者の相談が多く、中には、法律相談だからなのか、裁判所で相談を受けた人からの電話もある。なお、少額サポートセンターは、12月1日付けで司法書士相談センターと名称を変え、有料での面接相談も行う予

定である。

委員： 弁護士会においては、弁護士会館において、毎週木曜日の午後4時から7時まで、30分5,000円で相談を受けている。また、他の曜日にくる相談については、各法律事務所に直接申し込むよう案内をしている。相談者のうち、一定金額以下の収入しかない等という法律扶助の要件に該当するような人については、法律扶助協会が2週間に1回無料法律相談を実施しているほか、早急に相談したいといった場合には、無料で相談を受ける相談登録弁護士制度というものがあり、釧路市内での10数人程度の登録弁護士が、直接、所属法律事務所で相談を受けるシステムになっている。

釧路管内においては、根室、網走、北見、帯広で、釧路弁護士会主催の有料法律相談を2週間に1度実施している。

このような弁護士会等での相談でも、裁判所から照会されたという人もいるが、管内の簡易裁判所等の場合、弁護士の数が少ないために、相談対応で苦慮しているのではないか。

裁判所： 管内の裁判所においても本庁と同様に手続相談を受けており、相談内容や答える範囲も本庁と同じスタンスだが、特段苦慮している実情にはない。

委員： 釧路市でも、派遣弁護士による無料法律相談を月2回実施している。今年の4月から7月までで、約70人の方が不動産関係、離婚、相続、金銭貸借といった内容の相談を受けられている。その他、隣りの家とのトラブル関係についての電話相談もあるが、相談内容は、とにかく話を聞いて欲しい、といういわゆる苦情的な相談が多い状況である。このような相談については、市で実施している無料法律相談を勧めるほか、関連部署に依頼し、当該部署から、「このような苦情があった。」と関係者に伝える程度の対応にならざるを得ない。また、相談者のほとんどが、自分が聞きたい内容が法律的なものか、手続的なものなのかを理解しておらず、そういった方に対し、どこで相談を受けるかなどを教示する窓口というか、相談の入口部分についての窓口の必要性を感じている。

裁判所： 補足して説明させていただくが、裁判所で法律相談ができないというのは、当事者双方の話を聞いた上、終局的に権利関係があるかどうか判断する機関が裁判所であり、その意味において、相談者の一方的な言い分のみで法律の結論的な教示はできない。したがって、仮にあなたの言い分が正しいとすれば、という前提での法律的な説明は行うこともある。

委員： 裁判所の窓口における相談は、どのくらいあるのか。

裁判所： 裁判所においては相談件数のみの統計はとっていない。したがって、具体的な件数は申し上げられないが、通常の裁判事務に支障をきたすほどの相談件数はない。

委員： 法律相談については、弁護士会、司法書士会、市役所以外でも、北海道新聞社でもやっているようであるが、どのくらいの機関がどのような相談を実施しているのか。

裁判所： 裁判所では把握していない。

委員： 司法ネットの関係上、釧路管内で相談を受けている機関の数を調査したが、自治体での相談や人権相談等も含めると、約300くらいある。その状況で相談者に対し、どの機関を紹介するのかというのは非常に難しい問題である。このような状況であるため、司法ネットにおいても、相談機関の情報提供をするものの、相談先については相談者の自己責任において選択させるような形にならざるを得ないのではないかと考えている。

委員： 建築設計事務所協会においても、リフォーム詐欺等の相談が年に10件くらいあるが、協会での相談は、建築的なアドバイス等という程度の対応しか出来ないのが現状である。法律的な判断については弁護士に相談するよう伝えても、後込みしてしまうのか、終局的な解決までは至っていない。また、建築に関する紛争については、釧路支庁に紛争処理委員会というのがあるものの、そこでの対応にも限界があり、建築に関する紛争が多いのに、紛争解決に繋がるような相談機関がないという状況である。

委員： 司法ネットの進捗状況をお聞きしたい。

委員： 先程の説明のとおり、相談内容によって相談を受けるべき機関が非常に多く、コールセンターという窓口一本で、いかに効率的に相談すべき機関を相談者に紹介すべきか、その方法はまだ決まっていない状況である。使い勝手の良いシステムを構築する必要があるため、今後、皆さんからの御意見を聞きながら進めていくことになる。

委員： 司法書士会では、裁判所を利用する解決方法のみならず、司法制度改革でも拡充すべきとされている裁判外紛争解決機関（ADR）の利用斡旋に力を入れていく予定である。

裁判所： 紛争を解決する機関についてはADRを含めいろいろあるが、紛争を解決するための最後の手続を担うという裁判所の役割は変わらない。今後は、手続についての説明は司法ネットで行い、その後の手続は裁判所という二段階の構造になっていくと思われ、裁判所でもそういう対応で説明をしていく予定である。

## 5 次回協議議題

次期委員会の協議テーマについて、委員会で特に意見がでなかったため、幹事会で協議テーマを決めることで了承された。

## 6 次回日程

平成18年6月15日（木）午後1時30分